

規制シート(様式)

140198400680001

平成28年12月20日

規制の名称	たばこ事業法関係法令	所管府省	財務省
根拠法令等	たばこ事業法(昭和59年法律第68号)、たばこ事業法施行令、たばこ事業法施行規則、たばこ煙中に含まれるタール量及びニコチン量の測定方法(告示)、たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項(告示)、タール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻き等たばこを定める件(告示)、たばこ事業法施行規則第三十六条第七項に基づき財務大臣が定める件(告示)、たばこ事業法施行規則第三十六条第十一項に基づき財務大臣が定める件(告示)、製造たばこに係る広告を行う際の指針(告示)、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領(理財局長通達)、製造たばこ特定販売業登録等取扱要領(理財局長通達)、製造たばこ卸売販売業登録等取扱要領(理財局長通達)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	理財局総務課たばこ塩事業室長 森下 興
規制目的	たばこ事業法は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>○小売の許可制・定価制 たばこの小売販売を行おうとする者は営業所ごとに財務大臣の許可が必要。たばこの輸入販売等しようとする場合には、その品目ごとに小売定価を定めて財務大臣の認可が必要。小売許可を受けた者は定められた小売定価での販売が必要。</p> <p>○輸入・卸売の登録制 たばこの輸入・卸売販売を行おうとする者は財務大臣の登録が必要。</p> <p>○容器包装の表示に関する規制 輸入販売業者等に対し、たばこの容器包装に、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための所定の注意文言や、ニコチン・タール量の表示を義務付け。</p> <p>○広告に関する規制 たばこ広告を行う者に対し、未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように広告を行う際の指針を設け、違反者に対する勧告・公表の措置を規定。</p>	関連する 予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理由</p>	<p>○小売の許可制・定価制は、専売制度の廃止に際して従来の小売人指定制及び定価制を一挙に廃止した場合には、零細な小売店に深刻な影響が及ぶことを回避するための措置として設けられたものである。この許可制・定価制については、小売店同士の過度な販売競争を防止することにより、小売店の経営安定を図るとともに、未成年者喫煙防止の社会的要請や不正取引防止の観点からも重要な役割を果たしていることから、引き続き維持する必要がある。</p> <p>○輸入・卸売の登録制は、流通秩序の維持の観点から、登録制度の下で、不適格者を排除するための必要最小限の審査を行っているものであり、引き続き維持する必要がある。</p> <p>○容器包装の表示に関する規制(注意文言表示、ニコチン・タール量の表示義務)は、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すとともに、未成年者喫煙防止の観点からも引き続き維持する必要がある。(※1)</p> <p>○広告に関する規制は、広告を行う者に対し、引き続き、未成年者の喫煙防止や製造たばこの消費と健康との関係への配慮、広告が過度にわたることがないように求める必要があることから、引き続き維持する必要がある。(※2)</p> <p>※1 なお、注意文言表示規制については、現行制度の実施より10年以上が経過しているところ、この間の多くの医学的知見の蓄積や、喫煙と健康に関する社会的関心の高まりが認められる中で、我が国においても、喫煙を巡る国際的な規制環境の動向も踏まえつつ、喫煙と健康に関する適切な情報提供という観点から、注意文言の内容や表示方法を改善すべく見直しの検討を行っているところ(平成28年6月の財政制度等審議会たばこ事業等分科会において「注意文言表示の在り方について」(中間報告)が取りまとめられたところ、今後適切な時期に同分科会における議論を再開し、具体的な規制の見直し案を取りまとめる予定)。</p> <p>※2 なお、広告規制については、現行規制の実施から10年以上が経過する中で生じた課題(未成年者の喫煙防止の配慮の徹底、たばこの消費と健康との関係への配慮、広告が過度にわたることのないよう努めること)を解消すべく、見直しの検討を行っているところ(平成28年6月の財政制度等審議会たばこ事業等分科会において「広告指針の在り方について」(中間報告)が取りまとめられたところ、今後適切な時期に同分科会における議論を再開し、具体的な規制の見直し案を取りまとめる予定)。</p>	<p>規制の維持、改革 又は新設の別</p>	<p>維持(一部内容の見直し)</p>
<p>(規制を改革する場合 の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成33年度</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

4621

140198400680001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>製造たばこ小売販売業許可等取扱要領(平成12年12月27日蔵理第4621号理財局長通達)</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>たばこ事業法第22～32条</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>製造たばこ小売販売業許可等取扱通達は、たばこ事業法の規定に係る法令解釈等を定めたものです。</p>

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0163

140198400680001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>製造たばこ特定販売業登録等取扱要領(平成16年1月19日財理第163号理財局長通達)</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>たばこ事業法第11～19条、42条</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>製造たばこ特定販売業登録等取扱要領は、たばこ事業法の規定に係る法令解釈等を定めたものです。</p>

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

164

140198400680001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>製造たばこ卸売販売業登録等取扱要領(平成16年1月19日財理第164号理財局長通達)</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>たばこ事業法第11～19条、21条、42条</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>製造たばこ卸売販売業登録等取扱要領は、たばこ事業法の規定に係る法令解釈等を定めたものです。</p>